



図4 地上に下ろされた筒頂部と切断装置 (9月1日、東電提供)

発事故を想起させる最悪の事態である。

三人は二時間半で最大〇・二ミリシートベルトを被はく。予備発電機が使えれば、被はくせずに済んだ。後に予備発電機は動いていたが、切り替えがうまくいかなかったことが判明。作業前点検で、切り替えるかを確認項目に入れていなかったという。東電のずさんさと甘さが、また浮き彫りとなった。

筒頂部から二・三メートル分の輪切りに成功したのは、九月一日午後三時七分。

一時間後、切断装置とともに初めて筒本体の一部が地上に下ろされた。最後の約一メートル分の切断は、一枚の刃で乗り切った。他は刃がぼろぼろで欠けていた。

■立ち止まる勇気を

筒本体の輪切りは一日で終わる計画だったが、一カ月かかった。原子力規制委員会も業を煮やしたのか、九月二日にあった福島第一の事故収束作業を検討する会合で、「満身創痍でようやく完了した」(件信彦委員)と述べ、計画の見直しを迫った。しかし、東電福島第一廃炉推進カンパニーの小野明最高責任者は「道具をいかに使うか、今回いろいろ得たものがある。予備設備があるメリットも生かしたい」と、作業を急ぐ考えを強調した。東電は二〇二〇年三月中に、排気筒の上半分の解体を終える目標を示している。トラブルが続いても目標を変えないのは、意地になっているとしか思えない。

千葉県で大規模停電をもたらした台風一五号の通過後、東電は九月二日に作業の再開を試みた。ところが無線装置が

台風による雨で浸水して故障しており、再開を断念。無線装置の取り付け方も誤っていた。二〇ブロック近く残る輪切りは、毎回綱渡りの作業となることは避けられそうにない。

福島第一では、東電と政府が「廃炉」と呼ぶ事故収束作業の終わりが見えない。排気筒解体と3号機使用済み核燃料プールからの核燃料取り出しは進行中の大きな作業で、どちらもトラブルが続いている。今回、取材班は外からも見える排気筒にこだわった。その理由を、私はツイッター (@ogawashinichi) で九月一日に書いた。「福島第一原発1、2号機排気筒の解体に、なぜこだわるのか。それは現時点で、用意できる人と機器で現実的に『できる』最も困難な作業と認識しているからです。私個人としては、解体をやりきれぬかは、事故収束作業を続ける東電にとって試金石となると考えています。この考えが間違っていない、と確信した一カ月でもあった。」

(おがわ・しんいち 東京新聞社会部記者)

この事実に対し、無罪？ 福島原発事故をめぐる東京電力旧経営陣の刑事責任を問うた裁判では、その「責任」を裏つける新事実が次々明るみに出た。裁判の経過 明らかになった事実 判決の問題点をずばり解説する。

東電刑事裁判「無罪判決」への疑念——明かした事実を反映せず

添田孝史

二〇一一年三月の東日本大震災に際し、東京電力は福島第一原子力発電所を爆発させ、大量の放射性物質をまき散らした。発生から八年半たった今でも東京二三区の五四パーセントの面積に相当する三三七平方キロは汚染度の高い帰還困難区域であり人は住めない。四万人以上が避難生活を強いられたままだ。日本の科学技術の失敗が引き起こした、史上最大の公害事故、あるいは公害事件である。

これは、誰も想定していなかった大津波が引き起こした天災なのか、それとも東電幹部が適切に事前対策をしていれば防げた人災なのだろうか。それを明らかにしようとしているのが、東電元会長・勝俣恒久氏、元副社長の武黒一郎、武藤

栄河氏ら旧経営陣三人を被告人とする刑事裁判だ。

初公判から約二年にわたって続いた裁判では、驚くような新事実も明らかになった。東海第二原発(茨城県)は、東電の先送りに同調せず対策を進め、そのおかげで事故を防いでいた。女川原発(宮城県)は、宮城、福島沿岸で高い津波を予測する報告書を事故三年前に完成させていたが、東電が圧力をかけて書き換えさせていた。

東京地裁(水湖健一裁判長)は二〇一九年九月一九日、三人に無罪を言い渡した。しかし、「津波の予見はまだ不確実だったから」とした判断には、裁判で明らかになった東電にとって不都合な事実は反

映されていなかった。

筆者は、初公判を除く残りすべての公判を傍聴し、詳細な傍聴記を毎回、ネットで報告してきた。この日も裁判長の判決要旨読み上げをずっと法廷で聞いていたが、せっかく解き明かしてきた多くの新事実は、無罪という判断とは矛盾しているように思われた。とても腑に落ちない判決だった。

■これまでの経過

事故については、政府の事故調査委員会(委員長＝畑村洋太郎・東大名教授)や国会の事故調(委員長＝黒川清・元日本学術会議会長)が調査し、二〇二二年に報告書を公表した。国会事故調は「何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、